

健やかライフ

インターネット版

健保組合ホームページ ▶ <http://www.st-kenpo.or.jp>



CONTENTS

- P2~3 ▶ 平成26年度予算が決まりました
- P4 ▶ 当健保組合の保険給付を紹介します
- P5 ▶ 70~74歳の自己負担が1割から2割に引き上げられました
▶ 産前産後休業期間中の保険料が免除になりました
- P6~7 ▶ みんなの医療のパートナー「保険証」は大切に
▶ 保険証は退職した日の翌日から使用できません
▶ 被扶養者(異動)届の提出は、異動があった日から5日以内に!
▶ 初診はまず、「かかりつけ医」を受診
- P8 ▶ 「ジェネリックは使えますか?」その一言で医療費節約

平成26年度予算が決まりました

予算総額 129億5,103万1千円

平成26年2月19日(水)に開催されました第92回組合会におきまして、当健保組合の平成26年度予算が

繰入金 4億1,284万円

収入不足を補うため、準備金から繰り入れます。

収入

保険料収入

122億3,121万2千円

皆様や事業主から納めていただく組合運営の大切な財源保険料です。

調整保険料収入、財政調整事業交付金など

適正受診やジェネリック医薬品の活用など、
医療費の節減にご協力ください。

保健事業費 7億2,057万3千円

人間ドックなどの各種健診事業や、宿泊施設を利用した際の補助金

皆様の健康をバック
平成26年度も積極的

支出

保険給付費

67億8,202万5千円

皆様が病気やけがをしたときの、医療費や各種給付金の費用です。

納付金

49億5,645万3千円

国へ納付する後期高齢者支援金、
退職者給付拠出金等の費用です。

保険料収入の約41%を占めており、
組合財政を大きく圧迫しています。

財政調整事業拠出金、事務費、予備費など

■ 平成26年度の保険料率は次のとおりです

健康保険料率

千分の98.4 (前年度と同じ)

※事業主と被保険者で折半負担

介護保険料率

千分の15.4 (前年度と同じ)

※事業主と40歳から65歳未満の被保険者
で折半負担

● 健康保険料率の内訳

区 分		保険料率(千分率)	内 容	
健康 保険 料	一 般 保 険 料	基本保険料	57.780	被保険者等に対する保険給付等にあてる保険料
		特定保険料	39.370	後期高齢者医療制度への「支援金」、前期高齢者医療制度への「納付金」等にあてる保険料
	調整保険料	1.25	健保組合間の財源不均衡のため健康保険組合連合会へ拠出する保険料	
合 計		98.4		

参考 協会けんぽの保険料率は

全国健康保険協会(協会けんぽ)の平成26年度保険料率は以下のとおり決定されました。

- 健康保険料率
千分の100(全国平均)
※都道府県ごとに異なります
- 介護保険料率
千分の17.2(全国一律)

一般勘定

可決・承認されました。

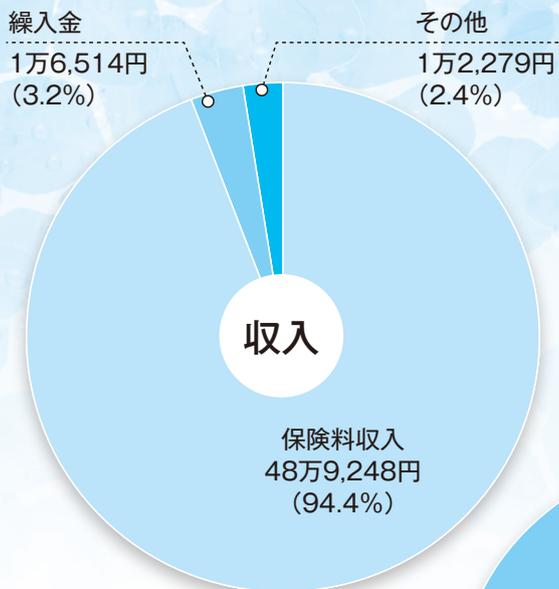
3億697万9千円

アップするため、
に実施します。

事業などの費用です。

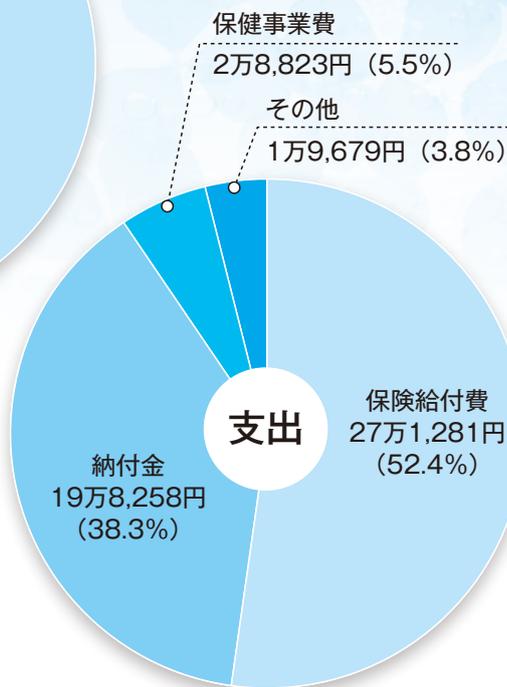
前期高齢者納付金、

4億9,198万円



皆様1人当たりで
予算を見てみると

合計 **51万8,041円**



介護勘定予算

介護勘定予算は総額13億4,735万円に決定されました。

収入	
科目	予算額(千円)
介護保険収入	1,347,332
雑収入	18
合計	1,347,350

支出	
科目	予算額(千円)
介護納付金	1,340,575
介護保険料還付金	700
積立金	6,075
合計	1,347,350

平成26年度に実施する保健事業

保健知識の広報・PR

- 機関誌等の発行
- ホームページによる広報活動
- 医療費通知およびジェネリック医薬品利用促進通知の実施
- 共同保健指導宣伝の実施
- 統計資料の整備
- 事業所用テキスト等の配付
- 新生児保健図書配付

疾病予防・健康管理

- 一般健診の実施
- 生活習慣病予防健診の実施
- 日帰り人間ドックの実施
- 主婦健診の実施
- 特定健診・特定保健指導の実施
- インフルエンザ予防接種の補助
- 事業所用救急薬品の配付
- 家庭用常備薬等の斡旋
- 健診結果データの管理
- 24時間心と体の電話健康相談の実施

健康保持・体力づくり

- 遊園施設利用の補助
- プール利用の補助
- マス釣り大会の開催
- スケート場利用の補助
- スキー施設(リフト)利用の補助

心身の保養

- 直営保養所の運営
- 契約保養所利用の補助
- 保養施設の借り上げ
- 健保会館の運営

当健保組合の 保険給付を紹介します

保険給付は、業務外の病気やけがで保険医療機関を受診したときや、出産、死亡の場合などに受けることができます。この保険給付には、健康保険法で定められた「法定給付」と、健保組合が独自で行う「付加給付」があります。ここでは当健保組合の主な保険給付について説明します。

★保険給付の詳しい内容については、
当健保組合ホームページをご覧ください。

療養の給付



保険医療機関で受けた診察、治療材料の支給、処置、手術、入院等について現物給付を受けることができます。現物給付を受ける場合、保険費用の3割が自己負担となります。

- ※平成20年4月からの改正により、6歳・3月末以前（義務教育就学前）のお子様は、自己負担2割です。
- ※70～74歳の医療費自己負担割合（現役並所得者を除く）は、2割です。
- ※ただし平成26年3月31日以前に70歳に達した人は、4月1日以降も1割（5ページ参照）。

療養費



健康保険被保険者証が未交付のため等、保険医療機関で保険診療を受けることが困難なとき、やむを得ない事情のため保険診療が受けられない医療機関で自費診療し健保組合が必要と認めたとき、保険費用から自己負担（3割）を差し引いた額が療養費として支給されます。

傷病手当金



被保険者が療養のため就労できず、報酬が受けられない場合、休んだ日が連続して3日間あったうえで、4日目以降、1年6ヵ月間、休んだ日に対して1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。ただし、休んだ期間について、傷病手当金の額より多い報酬を受けた場合は、支給されません。

出産手当金



被保険者が出産のため会社を休み報酬が受けられない場合、出産前42日（多胎妊娠の場合98日）、出産後56日の範囲内で休んだ期間、1日につき標準報酬日額の3分の2に相当する額が支給されます。ただし、休んだ期間について、出産手当金の額より多い報酬を受けた場合は支給されません。

出産育児一時金



被保険者・被扶養者は、出産したとき420,000円^{*}の給付を受けることができます（死産を含む）。

※産科医療補償制度に加入する医療機関等の医学的管理の下で出産（死産を含み、在胎週数第22週以降のものに限る）した場合。在胎週数第22週未満の出産の場合や、この制度に加入していない医療機関等で出産した場合の支給額は390,000円です。

当健保組合の付加給付

被保険者、被扶養者ともに、出産時に当健保組合の資格があるときに、法定給付に加えて、出産育児一時金付加金として16,000円を受けることができます。

高額療養費



1ヵ月1件の医療費自己負担額が制度上の一定額を超えたとき、患者の自己負担の増大を防ぐよう限度額が設定されています。1ヵ月当たりの自己負担限度額は以下のとおりです。

- 一般所得者
 $80,100円 + [医療費総額 - 267,000円] \times 1\%$
- 上位所得者
 $150,000円 + [医療費総額 - 500,000円] \times 1\%$

※「上位所得者」とは診療月の標準報酬月額が530,000円以上の方を指します。

※このほか、世帯合算等の負担軽減措置があります。

埋葬料および埋葬費



被保険者が死亡したときは、埋葬を行った家族（被保険者に生計を維持されていた人であれば、被扶養者でなくてもかまいません。）に埋葬料として、50,000円が支給されます。被扶養者が死亡したときは、被保険者に家族埋葬料として、50,000円が支給されます。

死亡した被保険者に家族がいないときは、埋葬を行った人に、埋葬料の額（50,000円）の範囲内で、埋葬にかかった費用が埋葬費として支給されます。

当健保組合の付加給付

法定給付に加えて、埋葬料には埋葬料付加金として20,000円が支給されます。

平成26年4月から

70～74歳の自己負担が1割から2割に引き上げられました

70～74歳の医療費自己負担割合（現役並所得者を除く）は、これまでは特例により1割に据え置かれていました。しかし平成26年4月1日以降に70歳に達した人（昭和19年4月2日以降生まれ）は、70歳に達した月の

翌月以降の診療分（4月に70歳に達した人は5月診療分）から、自己負担割合が2割になります。

ただし、平成26年3月31日以前に70歳に達した人については、4月1日以降も自己負担割合1割となります。

70～74歳の高額療養費自己負担限度額は据え置かれます

70～74歳の一般所得者の医療費自己負担割合は、上記の通り2割となります（現役並み所得者は除く）。しかし、70～74歳の一般所得者の高額療養費の自己負

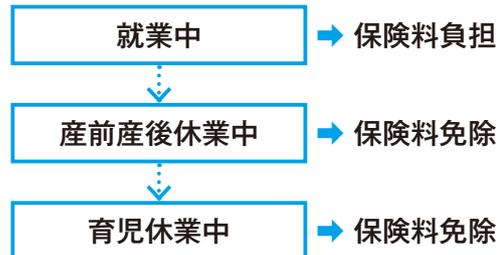
担限度額は据え置かれ、これまでどおり外来12,000円、入院44,400円（一世帯当たり）です。

産前産後休業期間中の保険料が免除になりました

平成26年4月30日以降に産休が終了する人が対象

出産の日（出産の日が出産予定日より遅れた場合は、出産予定日）以前42日（多胎妊娠の場合は98日）から出産の日後56日の間のうち仕事を休んだ期間を、産前産後休業期間といいます。平成26年4月からは、この産前産後休業期間中の保険料が、事業主からの申し出により免除されることになりました。

※育児休業等期間中の保険料は、負担の軽減をはかるため、事業主からの申し出により被保険者本人負担分および事業主負担分ともに免除されています。



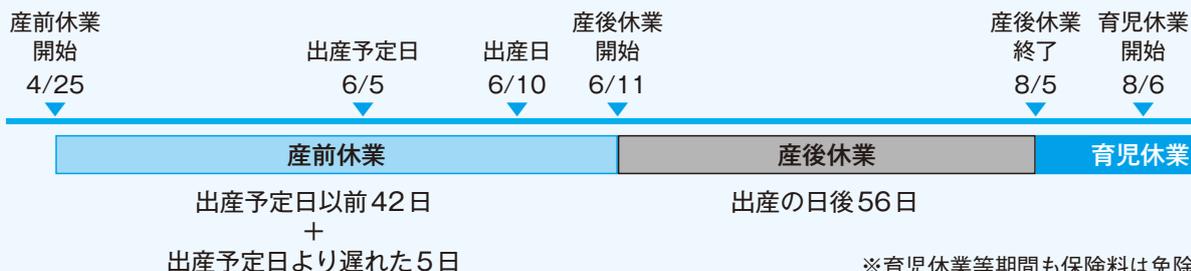
保険料が免除される期間は？

産前産後休業中の保険料免除期間は、産前産後休業を開始した日の含まれる月から、その産前産後休業が終了する日の翌日が含まれる月の前月までの期間です。

例えば、出産予定日が6月5日、出産日が6月10日、産後休業の終了日が8月5日の場合、産前産後休業期間は4月25日から8月5日となります。このうち、保険料免除期間は、4、5、6、7月分です。

産前産後休業期間 4月25日～8月5日

保険料免除 4・5・6・7月分



※育児休業等期間も保険料は免除されます

産前産後休業終了後の標準報酬月額改定の特例

産前産後休業終了後に育児休業を取得せず復職し、育児等を理由に報酬が下がった場合は、被保険者の申し出により標準報酬月額の改定をすることができます。



みんなの医療のパートナー 「保険証」は大切に。

保険証は、あなたやご家族一人ひとりが正しく医療を受けるための大切なパートナーです。

加入している健保組合を証明し、医療費負担を3割にしてくれる！

病院・診療所等の保険医療機関（以下「病院等」）で受診した場合、あなたやご家族の医療費負担は総額の原則3割となります。これは、受診の際に提出する保険証が、どこの健保組合に加入しているのかを証明しているからです。

* 急病などで保険証がないときは、医療費全額を支払います。ただし、健保組合に申請すれば、自己負担分以外の医療費相当額が払い戻される場合があります（療養費払い）。

◆ 月初めに保険証を提出するのはなぜ？

病院等では、患者負担以外の医療費を月ごとにまとめて健保組合へ請求しています。月初めに保険証を提出するのは、毎月、患者が加入している健保組合に変更がないかを確認し、正しく請求するためです。



重要な個人情報がいっぱい！

保険証には、あなたの氏名や生年月日、住所（自筆）のほか、健保組合の名称や所在地、電話番号、被保険者の記号・番号、資格取得日、所属事業所の名称や所在地など、重要な個人情報が記載されています。大切に保管し、携帯する場合も紛失しないようご注意ください。

また、紛失、毀損があったら、健保組合に連絡して再交付の手続きを行ってください。盗難の場合は警察への届出も必要です。

* 氏名等記載事項に変更があった場合は、すみやかに健保組合に届け出てください。

* 保険証を他人に貸して不正に使用した場合は犯罪とみなされ、刑法による処罰の対象となります。



保険証の取り扱いについて、あらためてご確認を！



保険証は退職した日の翌日から使用できません

資格喪失後に医療機関等で使用した場合、健保組合は医療費の負担はできません。後日、ご本人に医療費を請求させていただきます。

会社を退職された場合、または被扶養者から除かれた場合には、会社を通じて保険証を健保組合に返還してください。

保険証は、資格喪失日および被扶養者削除日から医療機関等で使用できません。

また、被保険者本人が退職等により資格喪失した場合、家族の方も同じ日から保険証は使用できませんのでご注意ください。



例1 測量 太郎さん（本人）が平成26年4月15日に退職した場合

資格喪失日	測量 太郎（本人）	平成26年4月16日
	測量 花子（家族）	平成26年4月16日



平成26年4月16日から、本人・家族とも当健保組合の保険証は使用できません！

例2 測量 花子さん（家族）が平成26年4月1日に除かれた場合

被扶養者削除日	平成26年4月1日
---------	-----------



平成26年4月1日から、当健保組合の保険証は使用できません！

※高齢受給者証（70歳から74歳までの被保険者および被扶養者）につきましても同様の取り扱いとなります。

子どもの病状で救急車を呼ぶか どうか迷ったときの相談窓口

子どもの病気は症状が急変しがちなため、救急車を呼ぶべきかどうか迷うことが少なくありません。そんなときのために、あらかじめ夜間や休日でも対応してくれる病院や、救急相談窓口の利用方法などを把握しておき、家の中のわかりやすい場所に連絡先を貼っておくのがおススメ。

各都道府県では、小児救急医療電話相談事業として小児科医師・看護師が応じる電話相談も行われています。

●小児救急医療電話相談事業 ☎ #8000 (全国共通)

(参考) 小児救急医療電話相談事業 (#8000) について
(厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2006/10/tp1010-3.html>

賢い患者になるために

初診はまず、「かかりつけ医」を受診。

病状に応じて

適切な病院を紹介してもらうのが、
からだとサイフに優しい賢い受診方法です。

こんなお医者さんをかかりつけ医に

- 患者の病状や経緯、これまでの病歴などを聞いてくれる。
- 診察の結果や治療方針について、ていねいに説明してくれる。
- 患者の質問にきちんと答えてくれる。
- ほかの医療機関との連携がうまくとれている。
- 幅広いネットワークを持っている。
- 新しい情報を収集し、常に勉強をしている。

忘れていませんか？

被扶養者(異動)届の提出は 異動があった日から**5日以内**に!

春は卒業や就職などで、被扶養者だったお子さんが独立されることの多いシーズンです。被扶養者に異動があった場合は、5日以内に「被扶養者(異動)届」に必要事項を記入し(削除するときは該当する被扶養者の保険証を添付)、会社を経由して健保組合に届け出る必要があります。

特に今まで被扶養者だった方が被扶養者でなくなる場合、届け出るのを忘れてそのまま被扶養者でいると、その方にかかった医療費や高齢者の方への納付金を健保組合が支払うこととなります。みなさんから納めていただく保険料を有効に活用し、無駄な支出を抑えるためにも、該当される方は忘れずに手続きされますようお願いいたします。



関東信越厚生局による実地監査が実施されました

去る平成25年11月19日(火)9時30分から17時、関東信越厚生局による実地監査が実施されました。

監査の結果「事業運営及び事務執行の状況は概ね良好に実施されている」との講評を受けました。



平成26年度 任意継続被保険者の標準報酬月額の上限について

標準報酬月額上限：360,000円 (平成25年度 360,000円)

適用年月日：平成26年4月1日

組合日誌

第219回理事会

平成25年12月11日(水) ホテルメトロポリタン

主議題

- ・平成25年度収入支出決算見込
- ・平成26年度予算編成の大綱(案)
- ・保養所利用料金の改定(案)
- ・健保会館利用規程の改定(案)

第220回理事会

平成26年2月5日(水) 健保会館

主議題

- ・平成26年度健康保険料率(案)
- ・平成26年度介護保険料率(案)
- ・平成26年度事業計画(案)
- ・平成26年度収入支出予算(案)
- ・検査及び監査規程の改定(案)
- ・財産管理規程の改定(案)
- ・会計事務取扱規程の改定(案)
- ・インフルエンザ予防接種補助金支給規程の制定(案)

第92回組合会

平成26年2月19日(水) ホテルメトロポリタン

主議題

- ・平成26年度健康保険料率(案)
- ・平成26年度介護保険料率(案)
- ・保養所利用料金の改定(案)
- ・平成26年度事業計画(案)
- ・平成26年度収入支出予算(案)
- ・検査及び監査規程の改定(案)
- ・財産管理規程の改定(案)
- ・会計事務取扱規程の改定(案)
- ・インフルエンザ予防接種補助金支給規程の制定(案)
- ・健保会館利用規程の改定(案)

組合の現況

(平成26年2月末現在)

事業所数	577社
被保険者数	25,097人
被扶養者数	24,500人
平均標準報酬月額	361,592円

「ジェネリックは使えますか？」 その一言で医療費節約

先発医薬品からジェネリック医薬品に変えると、価格が5割以上安くなる場合もあります。薬局でのたった一言で薬代を抑えることができるかもしれません。

ジェネリックは先発医薬品と同じ有効成分で製造
ジェネリック医薬品とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後、先発医薬品と同じ有効成分で作られた医薬品のことです。後から作られるため「後発医薬品」とも呼ばれています。

研究開発費を抑えられるため値段が安い
先発医薬品は、開発に莫大な費用と時間をかけています。そのため、先発医薬品は特許を出願してから20年～25年間、開発メーカーが独占的に販売できるようになっています。

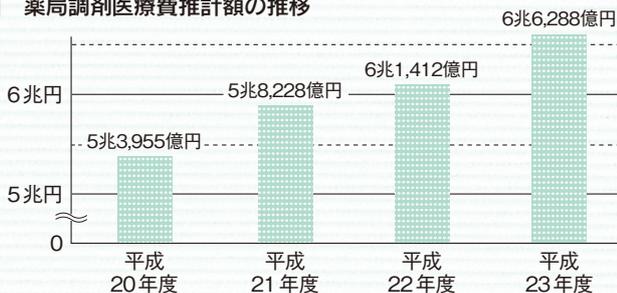
特許が切れると、同じ有効成分の医薬品を、他のメーカーがジェネリック医薬品として販売できるようになります。一から開発するわけではないので、開発期間も短く、コストも安く済みます。そのため先発医薬品よりジェネリック医薬品のほうが安く販売できるのです。

ジェネリックは先発医薬品と同じ基準で製造
ジェネリック医薬品は、国が定めた「医薬品の製造管理と品質管理に関する基準」により製造されています。先発医薬品と同じ基準で製造されていますので、ジェネリック医薬品は安心して服用することができます。

増え続ける薬代

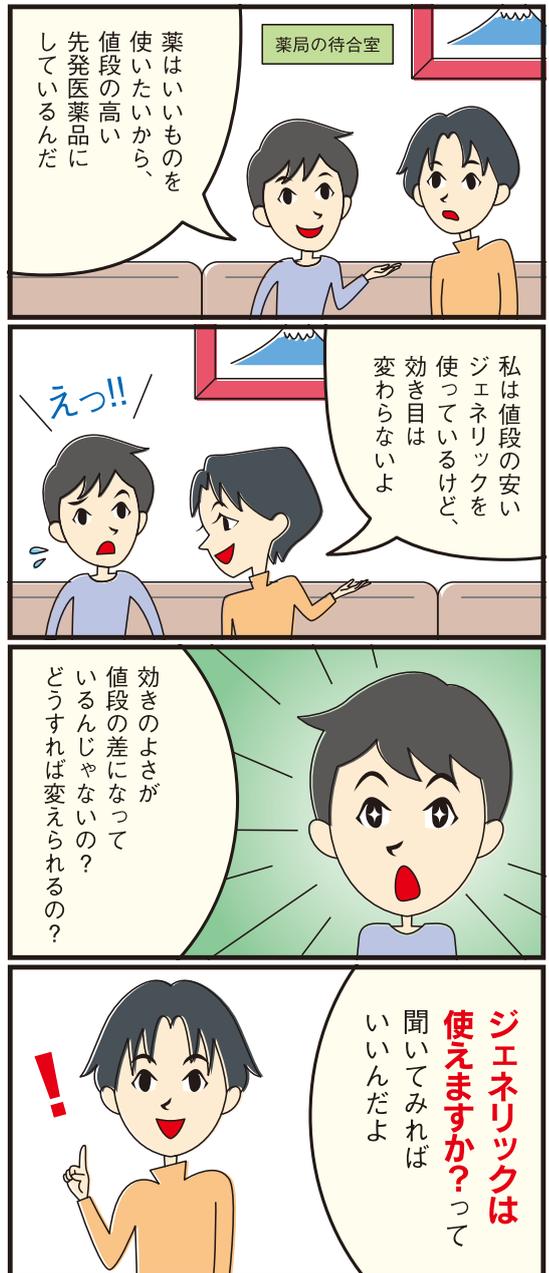
わが国の薬局調剤医療費は、平成20年度に5兆3,955億円だったものが、平成23年度には6兆6,288億円と3年で1兆円以上増えています。医療費の伸びを抑えるため、国ではジェネリック医薬品の利用促進を呼びかけています。

図 薬局調剤医療費推計額の推移



出典：平成23年度国民医療費の概況

誤解していませんか？ ジェネリック医薬品



検索してみよう

かんじゃさんの薬箱

自分が使用している薬にジェネリック医薬品があるか知りたいときは、日本ジェネリック医薬品学会が運営する「かんじゃさんの薬箱」で検索して調べることができます。

<http://www.generic.gr.jp/>

すべての薬にジェネリック医薬品があるわけではありません。また、薬局に在庫がないなどの理由により、利用できないケースもあります。